12月3日～9日は「障害者週間」

「障害者週間」は障がい福祉について関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に障害者基本法で定められています。

日頃の生活の中で、障がいについて理解を深め、人格と個性を尊重し合いあながら、共に支えあい、共に生きていく社会をつくりましょう。

信州パーキング・パーミット制度

障がいのある方や高齢者の方、妊産婦など、歩行が困難な方が、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている、「障がい者等用駐車区画」の優先利用ができるよう利用証を交付しています。利用証をお持ちの方が、障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただけるようご協力をお願いします。



■申請先　福祉健康課

■持ち物　障がい等の状況がわかる書類
（障がい者手帳、母子健康手帳、介護保険被保険者証、診断書等）

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見では分からなくても、援助を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。マークを付けている人を見かけたら席をゆずる、困っている場合は声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。希望する対象者の方には無料で配布しています。



■配布場所　福祉健康課

合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で受ける障壁を、周囲の工夫や配慮で取り除くことです。

＜具体例＞
- 段差があるときにスロープを使えるようにする
- 筆談やゆっくり話すなど分かりやすく伝える
- 文字を大きくする、読み上げる、図で示すなど、情報を工夫する
- 体調に合わせて休憩時間をとるなどの配慮をする

情報提供や声かけなど、小さな思いやりが、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。



「さかきユニバーサルスポーツフェスタ２０２６」を開催しました

10月17日(土)、坂城町文化センター大会議室において、「さかきユニバーサルスポーツフェスタ２０２６」を開催しました。

当日は、多くの皆さんにご来場いただき、ボッチャ、モルック、フライングディスク、ストラックアウト、わなげ（ユニバーサルスポーツ）を体験していただきました。

また、今年度は、手話への理解と普及を進め、手話に関心を持っていただけるよう、手話言語条例を制定したことから、手話を体験できる「手話ブース」を設置し、日常のあいさつやスポーツなど手話かるたを用いて、実際にろう者の方と触れ合い体験していただきました。

障がいのある方もない方も、年齢に関係なく、誰もが一緒に参加して楽しみ、交流を図る場となりました。

引き続き町では、様々なイベントにおいて、手話通訳の配置等を行ってまいります。





◎**問い合わせ先**　福祉健康課　☎82-3111（内線 135）　直通 75-6205